

職場内での掲示・回覧をお願いいたします。

全国健康保険協会 静岡支部
協会けんぽ

事業主様
および
ご担当者様

令和5年度

被扶養者資格再確認

の実施について

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的として健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者になっている方が現在もその状況にあるか確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しています。なお、確認対象となる被扶養者がいない事業所は対象外です(被扶養者状況リストをお送りいたしません)。



実施方法

対象の被扶養者の方が資格要件を満たしているかご確認いただき、協会けんぽから届いた「被扶養者状況リスト」に確認結果をご記入のうえ、必要に応じて確認書類等を添付して、同封の返信用封筒にてご提出ください。

対象者	令和5年4月1日時点で加入している18歳以上の被扶養者
送付時期	令和5年10月下旬から11月上旬頃
提出期限	令和5年12月8日(金)
送付物	<ul style="list-style-type: none"> ● 被扶養者状況リスト(2枚複写:協会けんぽ提出用と事業主様控え) ● 説明用リーフレット……………被扶養者状況リストの記入方法等についてのご案内 ● 被扶養者調書兼異動届(削除用)…扶養解除となる被扶養者がいる場合に提出が必要 ● 被扶養者現況申立書……………別居もしくは海外在住の被扶養者がいる場合等に提出が必要 ● 返信用封筒
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 被保険者と同居している場合 <ul style="list-style-type: none"> ● 被扶養者状況リスト ▼ 被保険者と別居している場合 <ul style="list-style-type: none"> ● 被扶養者状況リスト ● 被扶養者現況申立書 ● 確認書類 ← <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【国内在住の方】 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類(学生の場合は省略可能)</p> <p>【海外在住の方】 海外特例要件に該当していることが確認できる書類</p> </div>



扶養解除となる方がいる場合は、「被扶養者状況リスト」と「被扶養者調書兼異動届(削除用)」をご提出ください。その際、「保険証」と「高齢受給者証(70歳以上の方)」も併せてご返却ください。

令和4年度の実績

被扶養者から
解除となった人
約7.8万人

見込まれる前期高齢者
納付金の負担軽減額
約9億円

加入者の皆さまのご負担いただいている健康保険料の一部は、高齢者医療制度への拠出金に充てられています。この拠出金は加入者数等に応じて算出されるため、被扶養者資格再確認による加入者数の是正は負担額の軽減につながります。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



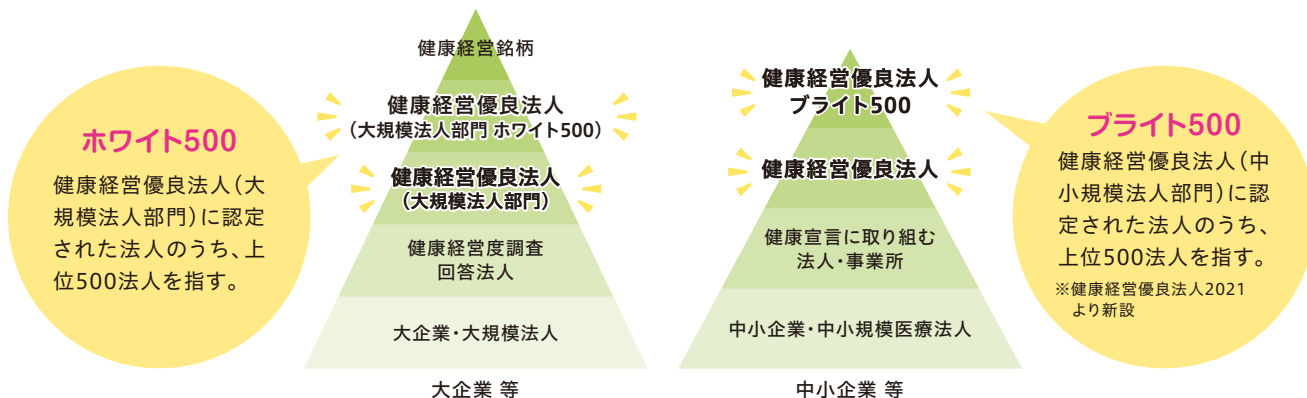
健康経営優良法人2024 認定申請のご案内

健康経営優良法人認定制度について

地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営®を実践している事業所を顕彰する制度が**健康経営優良法人認定制度**です。

大規模の企業等を対象とした「大規模法人部門」と、中小規模の企業等を対象とした「中小規模法人部門」の2つの部門により、それぞれ「健康経営優良法人」を認定しています。

※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です



健康経営優良法人認定をサポート!

申請書の作成をお手伝いします!

10月11日
到着分まで

記入済みの申請書を印刷し、協会けんぽあるいは浜松市へご郵送ください(浜松市はメールでのデータ送信も可能です)。記入内容を確認して、お電話にてアドバイスいたします。

浜松市の事業所様

〒432-8550
浜松市中区鴨江2丁目11-2
浜松市ウエルネス推進事業本部行
Eメール:wellness@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松市以外の事業所様

〒420-8512
静岡市葵区呉服町1-1-2 静岡呉服町スクエア
全国健康保険協会静岡支部 企画総務グループ行

ご注意

- アドバイスを利用されるかどうかは任意です。
- 過去の実績をもとにアドバイスさせていただきますが、認定をお約束するものではありません。
- 協会けんぽまたは浜松市にお送りいただく申請書は、アドバイスを行うための確認用ですので、最終的に事業所様より認定事務局にご提出いただく必要がございます。

申請期間

〔大規模法人部門〕 令和5年8月21日(月)～令和5年10月13日(金)17時まで
〔中小規模法人部門〕 令和5年8月21日(月)～令和5年10月20日(金)17時まで

実施要項・申請方法等の詳しい内容は健康経営優良法人事務局ポータルサイトをご覧ください。

